

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和2年9月17日（木）午前9時30分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席議員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 富山 豪
委員 大和田和男 委員 寺門 厚
委員 勝村 晃夫

欠席議員 委員 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
事務局長 渡邊 荘一 次長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
総務部長 加藤 裕一

会議に付した事件

- (1) 令和2年第4回定例会について
…会期日程等について協議
- (2) 意見書の提出について
…原案で採決を取ることとした。
- (3) 一般質問の通告外質問について
…当該議員に対し注意することとした。

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時29分）

委員長 皆さんおはようございます。

第3回定例会も明日1日となりました。

今日は議会運営委員会にご参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は会議事件としては、第4回定例会の日程についてでございます。

その他として2つございますけれども、慎重な審議をどうぞよろしく願いいたします。

それでは座って進めたいと思います。

ただいまの出席委員は5名であります。

欠席委員は、小池委員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

会議事件説明ため、市長、副市長、総務部長の出席を求めています。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします

議長 改めまして、おはようございます。

残暑が厳しい中ですが大分しのぎやすくなってきたかなとこういうふうに思います。

また、農家の皆さん、本当に農繁期、大変忙しい時期だろうと思います。

また、国会のほうもご承知のように、新しい体制で決まったようでございます。

地元選出の梶山議員も引き続いて経済産業大臣というようなことで、経済あるいは産業にさらなるご尽力を賜りたいなど、地元としてご期待をしているところでございます。

今日は何件かの協議がございますけど、ひとつよろしく委員長のもとでお願いをしたいと思います。

どうぞよろしく願いをいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の議会運営委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、連日慎重なるご審議を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

また本委員会の委員の皆様には、日頃より円滑なる議会運営のためにご尽力を賜っておりますことに対しましても、改めまして、敬意を表させていただきます。

議長からご挨拶ありましたけども、新型コロナウイルス感染症関係も、皆様のおかげで那珂市内も大分落ち着いてまいりました。

しかし、今後のインフルエンザの時期に入ってきますと、またいろんな課題が出てくるということも考えられます。

気を抜かないで、そしてご審議をいただきましたプレミアム付商品券等のいろんな施策をもって、市民に寄り添って万全の体制を作っていきたいと考えていますので、これからもご指導をよろしくをお願いいたします。

さて本日は、次回定例会の日程についてご審議をいただくことになっております。

どうか今後とも、市政運営が円滑に推進できますようご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

令和2年第4回定例会会期日程（案）について、事務局から説明させます。

次長補佐 それでは、別添の令和2年第4回定例会の会期日程案をご覧ください。

初めに、次回の会期日程を早める理由でございますが、人事院勧告がマイナスにな

ることが予想されており、12月の職員の賞与で調整する都合上、職員に賞与が支払われる前に議決が必要となるためでございます。

それでは日程案についてご説明いたします。

一番下に記載されておりますが、開会前の議会運営委員会、全員協議会、議案説明会を11月20日金曜日に予定しております。

表の中に戻りまして、11月27日金曜日、こちらが本会議、開会から議案の上程・説明となり、人事院関係の議案が提出された場合は採決まで行います。

28日から30日が休会ですが、議案質疑通告締切りが30日の正午までとなっております。

12月1日火曜日が一般質問、2日水曜日が一般質問と議案質疑、議案の委員会付託、請願、陳情の委員会付託。

3日が休会、4日金曜日が総務生活常任委員会、5日から6日までが休会。

7日から9日までが産業建設、教育厚生、原子力安全対策の各常任委員会、10日から14日までが休会。

15日火曜日が議会運営委員会、全員協議会。

16日水曜日が最終日。本会議での委員会報告、質疑・討論・採決、閉会の予定でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご審議、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければこの会期日程について決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それではこの会期日程に決定いたします。

ここで執行部に関する案件は終了いたしました。

執行部の皆さんお疲れさまでした。

ご退席お願いします。

ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩 (午前9時35分)

再開 (午前9時35分)

委員長 再開します。

追加の事項が2つほどございます。

1つ目は、8月25日にお配りしました、全国市議会議長会からの新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出の要請の件であります。

意見書（案）につきましては、議員から意見等が特にございませんでしたので、全員協議会で報告をし、原案での採決を行うこととなります。

2つ目は、一般質問の通告外の質問についてでございます。

次長 それでは本日お配りいたしました、一般質問における通告外質問についてという用紙のほうをご覧くださいと思います。

今定例会中に、通告外の質問があったということに関しまして、本日議題になってるわけでございますが、こちらの資料について私のほうから説明をさせていただきます。

まず、一般質問とはということで、こちら言うまでもなく、皆さんご存じのこととは思いますが、執行機関が行う当該地方自治体の一般事務に関する質問を行い、執行機関の見解などを求めること。

こちらは皆さんにお配りしているハンドブックに書かれている内容でございます。

次に、那珂市議会における規定がどのようになっているのかということでございますが、まずは、那珂市議会の会議規則、こちらの第7節、発言の中の項目といたしまして、第62条に一般質問に関する部分書かれてございます。

議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2項、質問者は議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならないと定められております。

続いて第62条に関係しました那珂市議会の申し合わせ内規でございます。

一般質問に関しましては、内規で定めている項目がたくさんありますけれども、その中で、今回の件に関係する部分といたしましては、まず①番の一般質問の通告は定例会開会の10日前の正午までということになっております。

⑤番一般質問の執行部との調整は、定例会開会の前日までに終了することとすると定めております。

その他重複質問などに関しての事項、それから所属してる委員会が調査している事項については、行わないなどの取決めをしております。

裏面をご覧ください。

一般質問に関しての一般的な解釈について、本などに書かれている内容を調べたものでございますが、まず上の「質疑応答 議会運営実務提要」より抜粋したものでございますが、問いとして、発言通告のない一般質問はどのように取り扱われることになるかというものに対しての答えとして、発言通告のない一般質問については、これを許可しないという運用が定着している。

一般質問は、地方公共団体の一般事務について広く質問するものであることから、これに答弁するための理事者としての長側の準備を考慮すれば、他の発言よりも、発言通告義務の運用を厳しく行うことに合理的な理由が認められると書かれております。

発言通告のない一般質問でも、例外としてできるということにつきましては、その

性質によっては議長が許可することも可能であるが、この場合は、口頭質問による緊急質問として、会議規則の規定により、議会の同意を得て行うということになると書かれております。

緊急質問に関しましては、市議会の会議規則でも定めておりますが、いずれにしても議会の同意を得てからでなければできないということになっております。

続いて、「地方議会事務提要」に載っている内容といたしまして、一つは質問通告書提出後の提出の取扱いについて、変更はどの程度認められるか。というものに関しては、通告の項目の取下げに関する訂正は、議長にその旨を申し出ればよく、特に時期の制限はないが、質問事項を追加する場合は、新たな通告書の提出と同等であるため、その変更は通告締切り期限までに限定すべきであると解すると書かれております。

もう1項目、質問者の通告以外の発言と議長の取るべき措置といたしまして、質問の通告は、十分な答弁の準備と円滑な議事運営のために行うものである。

通告制を採用している以上、質問は通告した事項を中心とすべきであり、質問議員が通告事項以外のことについて、長々と論及している場合は、議長は通告に従って質問するように注意し、それでもなお通告外の質問をしている場合、発言を禁止することができるというふうに書かれております。

私からの説明は以上となります。

委員長 ありがとうございます。

今事務局より会議規則や申し合わせ内規についてご説明がありました。

私から一言申し上げますと、今、福田議長が前回の議長の時、約8年前前から議会改革が始まりまして、今ずっと議会改革に向けて会議規則、また、申し合わせ内規の手直しをしたり、皆で力を合わせて議会改革に取り組んできたわけでございます。

その中でやはり、こういう一つのルールとして、破るといいますか、こののっとったところでできてないということは、大変遺憾だと思っておりますし、私自身はやはり嚴重注意に値するんじゃないかなと考えております。

それで、委員の皆さんのご意見をこれからお伺いしたいと思っておりますけれども、ご意見のほどよろしく願います。

勝村委員 ちょっと確認の意味で、この⑪番の所属する委員会が現在調査している事項。

この調査しているっていうのは、その範囲というか、例えば、各常任委員会で今年度、こういうものを調査しますよという調査をやってますね。

それは当然含めるでしょう。

例えば、報告案件とか、そういったものまで含めるのかどうか。確認で。

次長 そこに関しまして詳しい取決めというのはしてないんですが、今までの運用といたしましては、実際に委員会が調査事項として、その時に掲げているものに関しては、質問はしないということで、そういう通告があった場合は、議運の委員長のほうから、注意をしていただいたりということをしてまして、今の取扱いとしては調査事項に限

っております。

寺門委員 今⑩番の調査事項という話がありましたけれども、これ常任委員会に対する報告事項についても同様の扱いを過去してきたんじゃないですか。

過去、私、産業建設常任委員会委員のときに、報告事項、常任委員会の前に、本会議、全員協議会を含めて、そういう話があったわけですけども、それはきちんと常任委員会報告してから質疑等をやってくださいという話で、申し入れをしてその後は、その事項についても、一般質問等では質疑をしないということできてるはずなんですけど、その辺ははっきりした明文化されたものについてはどうなのかっていうのと、慣例で今までなかったんで、こうしましょうということで、してきたつもり、私はそのように解釈してたんですけども、その辺いかがですか。

次長 過去にも、実際、区域指定ですとかそういうものに関して、委員会で報告される案件なので、そこは当然、委員会の中で質疑ができるわけですから、それに関して一般質問はしないってということに関しては、議会運営委員会の中でも、それは取り決めて、実際にそうしたいと言った方も過去いらっしゃいましたけども、その方にも取り下げていただいたことはございます。

ただその時点で、今後もこういうことがあり得るので、実際、明文化するなり何かするっていうところまで、ちょっと行かなかったものですから、実際のそういう取決めとしてははっきりとした文書として残してるということはないですけども、実際に議運の中でその都度協議をしていただいて、この質問は取り下げるべきではないかっていうものであれば、当然それは当該議員のほうに申し入れしていただいて取り下げているという現状です。

もし、これからそういうことをはっきりと明文化しておく必要があるということであれば、議会運営委員会の中で、再度話していただいて、申し合わせ内規なりに明文化したほうがわかりやすいのかなとも思います。

寺門委員 今回の一般質問のときの事案というのは2つありますよね。

通告外質問というのと、常任委員会報告事項に対する越権といいますかね。

本来質問はいけませんよ。中には同等の質問は控えてくださいと言われた方もいらっしゃるんで、基本的にまずいですよねっていう話ですね。

2つ考えないといけないよということだと思うんですけど。

副委員長 まさに、私も前回、サイクルツーリズムをちょっと質問したいなって執行部に持っていったときに、まさに報告案件ですから、今回、委員会に報告するのが先なんで、一般質問の取下げをお願いしますと言われたので、私も取り下げた経緯もございますので、それは守るべきものかなとは思いますが。

大和田委員 政策企画課のほうから今回、委員会に報告しますのでということで、通告前に取りやめたと。通告もしなかったという経緯ですけども、その所属する委員会がというところもあるんですけども、その委員ではないので、そういったところの制度は

必要なかなと思います。

委員長 一つは、今回のこれは通告をしないでやったっていうことが一番の問題だと思うんですよ。そういう点で、今後また誰もがそんなできるんだという風潮になるのが一番困るわけです。

やっぱりしっかりとしたルールを守って会議規則、内規に基づいて、議員の皆さんが行動していただくという方向づけをするためには、やはりしっかりとした注意をしなければならぬと私は考えてますけどね。

議長 今回の資料、この道の駅という項目では資料は出てなかったよね。

次長 那珂インター周辺を核とした活力ふれるまちづくりです。

議長 それは何日に配布したんだっけ。

次長 1週間前の全協のときに議案書と一緒に。

議長 1週間前。

これなぜ聞くかっていうと、道の駅っていうのは当日、初日かな。

市長が道の駅って打ち出したよね。

それまで我々分かんなかったんだけどね。ということは、開会の何日か前にそういう話を執行部と質問者は話をしてたのかな、打ち合わせっていうか、どうなんだろう。

道の駅っていうのは当日初めて我々耳にした言葉だったよね。

事務局長 資料に出ています。

議長 全員協議会資料で出た。

だからなんだ。

でも通告はなかったんだね。

実は、質問の最後、残り10分か十何分前に、道の駅に触れたと思うんですよ。

時間的にも1問か2問ぐらいの質問なのかなって私は、通告外っていうのは、その時点ではわかりましたけど、1問か2問ぐらいで終わりなのかな。そしたら、そのまま一っと思ったね。

止めるのは分かってたんです。

でも時間がないからと思ってそのままにしたっていうのは、今回の率直な経緯なんですけどね。

ですから当然、答弁書もなかったよね。

寺門委員 私は質問が出たときに、もう即議長のほうで止めてほしいなという思いで控室にいたんで、全員がいたわけではないんで議場に。残念ながら議場入って、ちょっと待たたって話もちよつとまずいのかなというところもあったんですが、議会運営委員会の委員長にはすぐこれはもう忠告してくださいと、委員長から直にという話でお願いはしたんですけども、やはり受けるその市長にしても、言っちゃいけないことまで言っちゃってるんで、常任委員会、全員協議会でどこで話すかあれなんですけれども、多分全員協議会でいう話だと思うんでね。

そうすると、常任委員会で報告されるその前に、詳しいことをみんな言うてしまうということなんで、それもちょっと注意が必要だなというふうに私は思いました。

だから、今回同じように議会としてもそうですけれども、執行部に対してもきちんと申し入れをしておかないといけないということになると思います。

ぜひ両方お願いしたい。

委員長 時間もあれですけども、そろそろ取りまとめをしたいと思います。

やっぱり嚴重注意という方向で全員協議会で報告をしてもよろしいのでしょうか。

寺門委員 その嚴重注意というのはどういう段階なのかっていうと、注意の段階もね、今までその注意だけでしたので、議会運営委員会の委員長、もしくは議長からですね。

何でしょう嚴重、その度合いについてはどうなんだろうというところがちょっとありますけどね。

委員長 ほかに。

勝村委員 そういったことで嚴重注意とか、注意とあっていう段階、特に定めてないよね。

委員長 それはないですけども、ただ、一点は懲罰とかそういうあれはあるんですよ。

事務局長 自治法上懲罰というのがあるんですけども、これは議場内で嚴重に注意するとか、本人が陳謝文を読むであるとか、また、出席停止とか除名とあって4つあるんですけども、ここまではちょっと行ってないだろうと。

まずは前段で、やる場合は注意して、それでも聞かなければ本当に懲罰でいくのが妥当なのかなっていうことはちょっとお話をしてたんですけど、一般質問に言えば、今までの、ちょっと私も見てると市長の答弁に対して、そのアドリブで1回か2回質問する方はいらっしゃるんですよ。

今回はそれを2回で止まるのかと思ったんですけども、3回、4回と繰り返したっていうことが、ちょっとやったことについて注意が必要なのかなと。

これをこのままにしてしまいますと、皆さんそれでいいのかなっていう形になっちゃうと、今度答弁するほうが大変、答えられない部分が出てくると、やはりそれも市民に対して、説明責任がないんだろうっていうような変な見方もされる場合もあるでしょうし、執行部もちょっと大変になってしまうので、できるだけその通告外の部分については、原則は実施しないということで。

委員長 局長が言うのはまさしくそのとおりでないと私は思っています。

そういう意味で、今回はちゃんとした処分というか、処分っていうわけじゃないけど、注意を促すということが妥当なのかなと私は考えてるんですけども、それについて最終的に皆さんと決めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 私なりに簡単な文面を作ってきましたので、議長と事務局に見ていただきましたので、それで全員協議会でやりたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ご苦勞さまでした。

閉会（午前9時57分）

令和2年11月27日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 萩谷 俊行